

令和 7 年度前橋市公共下水道接続促進補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課
前橋市水道局 下水道整備課（水道局本庁舎 2 階）
電話 0 2 7－8 9 8－3 0 7 5（直通）
0 2 7－2 3 4－5 5 1 1（内線 3 0 7 5）

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	下水道法第 1 0 条及び第 1 1 条の 3 に基づく、接続及び改造工事に対し費用の一部を補助することにより、公共下水道への接続促進を図り、公共用水域の水質保全に資することを目的とします。
内容	補助対象者 この補助の対象となるのは、次の 1～4 及び暴力団排除に関する要件(1)～(8) 全てに該当する排水設備工事確認申請の申請者としてします。 1 本市に住所があり、実際に居住している個人 2 市民税が非課税の世帯 3 市税及び上下水道料金を滞納していない個人 4 都市計画下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金を滞納していない個人 ○ 暴力団排除に関する要件 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	交付の対象となる事業及び経費	1 補助の対象となる事業 次の(1)～(5)すべてに該当する排水設備工事とします。 (1) 公共下水道処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続するための工事 (2) 現在公共下水道に接続していない個人所有の家屋の工事 (3) 住宅（店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上のものを含む。）の排水設備工事 (4) 供用開始告示後3年以内の工事 (5) 令和8年2月27日までに実績報告書を提出できる工事 ただし、次のいずれかに該当する工事は、補助の対象となりません。 ①住宅新築（既存建物を取り壊して建築する場合を含みます。）に関する工事 ② 前橋市公共下水道接続奨励規程に基づく融資を受けている工事 ③ 他に公共事業に係る下水道工事等の補償を受けている工事 2 補助の対象となる経費 排水設備の工事費
	交付金額	30,000円 ただし、供用開始告示後1年以内の工事（供用開始告示前に行う工事を含みます。）は、50,000円 また、工事費（消費税を除く。以下同じ。）が交付金額を下回る場合は工事費（千円未満切捨て）とします。
交付申請の 手続等	交付条件	1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を常備し、補助事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、補助事業を行わなければなりません。
	交付申請の方法、時期等	次の書類により排水設備工事確認申請と同時に申請してください。 1 交付申請書兼誓約書 2 添付書類 (1) 排水設備工事確認申請書の写し (2) 排水設備平面図 (3) 排水設備の工事費用見積書の写し (4) 市民税の非課税証明書（世帯全員） (5) 市税及び延滞金を滞納していない証明書（完納証明書） (6) その他必要とする書類 【注】押印は省略することが可能ですが、省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。

	交付決定の時期等	交付申請書類等の審査を行い、受理した日から14日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定通知書、又は不交付通知書により通知します。
	対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続きが必要となります。 2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。
	変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、変更等承認通知書により通知します。
	実績報告書の提出	1 事業が完了した日から14日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 - ア 排水設備工事完成届の写し - イ 排水設備工事契約書又は領収書の写し - ウ その他参考となる書類 2 上記により提出された書類の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
	請求の方法、支払時期等	1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金交付請求書 2 上記書類の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全てが取り消しとなります。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合 超える部分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 変更等承認申請書（様式第3号） 4 変更等承認通知書（様式第4号） 5 実績報告書（様式第5号） 6 補助金額確定通知書（様式第6号） 7 補助金交付請求書（様式第7号） 8 不交付通知書（様式第8号）